

第5次総合計画後期 基本計画策定にむけて

(敬称略)

第5次朝日町総合計画の前期基本計画が平成27年度末で終了となります。

総合計画の10年間の基本構想を達成するために、朝日町では現在、平成28年度～平成32年度までの後期基本計画を作成しています。

この後期基本計画策定に向けてご審議いただく委員は以下の方々です。

役職	委員名
会長	小林 慶太郎
副会長	山本 淑子
委員	池田 耕治
委員	清 将人
委員	森戸 俊和
委員	福永 絵美
委員	矢野 俊幸
委員	稲澤 幹夫
委員	伊藤 茂
委員	松橋 隆良



マイナンバー

平成27年10月5日

マイナンバー制度スタート

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、日本国内の市町村に住民登録のある全ての方に個人番号（マイナンバー）を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」が創設されることが決まりました。

覚えておきたい4つのこと

1つ目

原則として、マイナンバーは住民票に記載された世帯ごとに送付されます。

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、「通知カード」を確実に受け取ることができない可能性があります。

2つ目

マイナンバーは、10月以降簡易書留で届きます。次の3つの書類が入っているか簡易書留の中身を確認しましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類

3つ目

申請しよう！個人番号カード！簡易書留に入っている、

- ①個人番号カードの申請書に
- ②署名又は記名押印をし、
- ③顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れ、郵便ポストへ！

4つ目

個人番号カードの受け取り！平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。受取りの際、

- ①大切に保管していた「通知カード」
 - ②申請後に届く「交付通知書」
 - ③運転免許証などの「本人確認書類」
- をお持ちください。

※住基カードをお持ちの方は返却が必要です。

マイナンバーについて詳しく知りたい方は

◆マイナンバー・ポータルサイト <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー・コールセンター（有料） TEL 0570-20-0178（0570-20-0291外国語対応）

問い合わせ先 総務課 377-5651